第４章

計画の内容

Ⅰ．すべての子どもが心豊かに成長、発達できるまちづくり

すべての子どもが心豊かに成長、発達するために必要な条件として以下の３点を掲げます。

1	子どもの人権が守られている
2	子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けられる
3	豊かな体験のできる環境がある

１．子どもの人権を守るために

≪現状と課題≫

平成６年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会もこれを支援していかなければなりません。

しかし、今日の少子高齢化や核家族化の進行などが、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめ、不登校などはよく取りざたされる問題です。

このような中、「子どもの権利条約」を現実のものとしていくには、子どもの権利について正しい認識を持ち、家庭及びそれを支える地域社会、さらには保育所、幼稚園、学校などの教育(保育)機関、これらの３つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていくことが重要です。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体の自由をおびやかす虐待については、早期発見・早期対応・未然防止のためのさらなる取り組みが必要であり、親子が地域で孤立しないように、総合的な支援体制の構築を進めることが重要です。

そこで、本市では、子どもの人権を守るために必要なこととして、以下の３点を軸とし、今後の取り組みを展開していきます。

１．子どもの人権が守られている
- 1-1．子どもの権利を守るしくみがある
- 1-2．子どもが相談できる場がある
- 1-3．いじめや虐待に対してきちんと対応できる

≪行政の今後の取り組み≫

１－１．子どもの権利を守るしくみづくりのために

ｱ）取り組みの方向

１．子どもの人権についての教育・啓発

人権教育と生涯教育が連携し、ＰＴＡの研修会や公民館の講座等を通して「児童の権利に関する条約」のより一層の周知を図り、子どもの人権について教育・啓発を進めます。また、保育所や幼稚園、児童館など子どもを対象とした施設で働く職員に対しても、子どもの人権についてきちんと理解した上で子どもと接していけるよう、研修内容の充実、研修への参加促進を図ります。

２．子どもの声を大切にするしくみづくり

子ども議会を開催し、子どもが直接要望や意見を述べることのできる場を提供します。また、子ども会や地域活動、地域のイベント等で子どもの意見を取り入れたり、子どもが主体となって運営することを支援するなど、子どもの意見を大切にできるしくみづくりについて取り組みます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
職員の人権研修	職員を対象に、子どもが権利を持った一市民として尊重されるよう、子どもの人権についての充実した研修を行います。	人権教育課
子ども議会の開催	子どもが自分の意見や考え、要望を直接表明して、自分たちが望むまちについて議論できるように、子どもによる議会を実施していきます。	市民サービス課

１－２．　子どもが相談できる場を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

学校に配置されているスクールカウンセラーや生活指導補助員を積極的に活用し、カウンセリング機能のさらなる充実により、生徒の心の安定を図り、いじめや不登校など問題行動の未然防止と解決を目指します。

２．青少年補導センターの機能の拡充

青少年に対する相談機能を充実するため、青少年補導センターの機能の拡充を図ります。

３．相談機関等についての情報提供の充実

子どもが不安や悩みを抱え、相談したいと思ったときに、どこに相談すればよいか、子ども自身が分かるように、子どもを対象とした相談機関や相談電話等について、学校を通じた情報提供を充実します。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
青少年の悩み相談（おのっこ悩み相談、出前相談）	子どもが保護者や教師に相談できない悩みについて、電話等で気軽にいつでも相談できる場の充実化を進めます。おのっこ悩み相談では常時相談を実施、夏休みには「出前相談」として各コミュニティセンターを相談場所に設定し、電話相談を実施します。	青少年補導センター
職員による相談・支援体制	スクールカウンセラーや生活指導補助員が悩みを抱える個々に対して相談や指導を行います。	学校教育課

１－３．いじめや虐待に対してきちんと対応するために

ｱ）取り組みの方向

１．児童虐待防止ネットワークの構築

児童虐待に対して、関係機関のネットワークを整備し、迅速に対応できる体制やケアマネジメントによる相談活動、訪問支援事業などのしくみを整え、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。

２．不登校児童への対応の充実

適応教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童・生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

また、家庭に引きこもっている児童・生徒に対しては、家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応教室への通室や学校復帰を支援します。

３．いじめの解消

児童生徒一人ひとりを大切にする豊かな心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を学校の教職員全員が持ち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消に努めます。

ｲ）主な事業

◎新規で取り組む事業

事業名	内　容	担当課
要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等関係機関のネットワークを整備し、要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議を行います。	福祉課・人権教育課
育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期や、家族の状況など様々な原因で子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、抱えている問題の解決、軽減を図る事業を実施します。	健康課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
適応教室	不登校児童・生徒に対し、さまざまな体験活動等を通して、生きる力の支援をしていきます。	学校教育課

２．子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けるために

≪現状と課題≫

次世代育成支援対策推進法にもうたわれているように、子育てについての第一義的な責任を有するのは保護者であり、子どもに対する教育について、教育施設や保育施設等に完全に任せるのではなく、家庭で主体的に行っていく必要があります。

そのためには、まず保護者が家庭教育の役割についてきちんと認識し、発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくことが必要となります。また、保護者同士はもちろんのこと、親と子、祖父母と孫など、家族みんながふだんから十分なコミュニケーションをとり、お互いの考えを理解し、尊重しあうことのできる関係をつくっていくことが必要です。

保育所や幼稚園、学校においては、子ども一人ひとりの個性を生かすことができるように、教育（保育）内容を充実することが求められています。また、子どもの数の減少に伴い、教育機関等が相互に連携して、異年齢交流や地域活動を促進し、さまざまな場面において子ども同士で交流する機会を確保していくことが必要です。

さらに、子どもが中学・高校生等思春期になると、身体的発達と精神的発達の不均衡、情緒不安定など、一生の間で最も変化の著しい時期を迎えます。現代の子どもたちは、携帯電話やインターネットなどの普及によって、情報の入手手段が多様化しており、そのことが思春期の好奇心と相まって性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を増長させる一因となっています。また、少子化という環境にあって、乳幼児とふれあう経験が少なく、育児に関する経験や知識に乏しいまま大人になり、親となる若者も増えています。そのため、思春期において、子ども自身が生命の大切さや健康づくりについて正しい知識を学び、自分を大切に思い、自ら健康を維持していけるように、学校や家庭における健康教育や性教育の充実、乳幼児とふれあう機会の創出が必要となっています。

そこで、子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けるために必要なこととして以下の４点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

- ２．子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けられる
  - 2-1.家族が家庭教育の役割を認識し、協力して子育てができる
  - 2-2.個性を生かす教育（保育）が充実している
  - 2-3.子ども同士の交流機会が充実している
  - 2-4.生命の大切さを理解し、次代の親として人間性を高めるための教育が充実している

≪行政の今後の取り組み≫

２－１．家族が家庭教育の役割を認識し、協力して子育てをするために

ｱ）取り組みの方向

１．家庭教育の役割についての意識啓発の推進

基本的な生活習慣はもちろんのこと、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など、「生きる力」の基礎となる資質や能力を家庭において育成していくことの大切さ、必要性について、保護者に啓発していきます。

２．家族で協力して子育てをすることの大切さの啓発

児童館で行われている各種子育て講座・講演の場で、家族がコミュニケーションを図り、協力して子育てをすることの大切さを啓発していきます。

３．家庭における父親の役割についての啓発

妊娠から出産・子育てにおける父親の役割や支援の必要性等について理解を深めるとともに、家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発、広報活動を推進します。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
育児教室	育児について学ぶ場、親子のふれあいの場として、各種教室を開催します。	健康課
子育て地域セミナー	親子講演会やミニ集会の開催等を通して地域が協力して、家庭の協力の向上を図ります。	生涯学習課
子育て講座	幼児期の子どもを持つ保護者が、子育てにあたっての基礎的な知識を習得することを目的として専門知識を持つ講師による講演・実技指導等を行います。	児童館
子育て学習センター	子育てグループ毎に活動を実施し、グループ内の交流活動を行うとともに、他グループとの交流、運動会や社会見学等事業を実施します。	児童館
男女共同による子育ての啓発	広報や講座による男女共同参画の啓発活動や学習活動を推進します。	男女共同参画推進課

２－２．個性を生かす教育（保育）が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．教育（保育）内容の充実

たえず変化していく社会の中で、子どもが自らの可能性をのばし、物事を主体的に考え、判断していくことができるよう、保育所や幼稚園、学校において子どもの個性を十分に引き出す教育（保育）の充実を図っていきます。

２．職員の資質の向上

保育所や幼稚園、学校における教職員に対して、人権教育や情報教育・障害児教育、教育相談等の課題についての研修を充実し、子ども一人ひとりの個性を生かす教育ができるよう、資質の向上を図ります。

３．読書活動の推進

子どもの活字離れが進む中、読書活動を通じて豊かな感性や情操をはぐくむために、学校、図書館など各関係機関と連携し、読書環境の整備に協力するとともに、子どもの読書活動を推進します。特に、子どもが大きくなるにつれて活字離れが進む傾向にあるため、幼児期から中・高校生まで、学校教育を通じて継続した読書活動の啓発を行っていきます。

４．情報教育の推進

市内のすべての小・中・養護学校において、インターネットの整備が整っている環境を活かして、学習活動を多様化し、児童・生徒の学習に対する主体性を高めます。一方、児童・生徒に対してインターネットを利用する際のルールやマナーについても指導し、有害情報や過剰情報から子どもを守る教育を実践します。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
お話会	幼児から小学生を対象に、ストーリーテリング、絵本の読み聞かせ、折り紙遊び等を実施します。	生涯学習課
ブックスタート	育児教室時に、親子に対して本の読み聞かせを実施します。	生涯学習課・健康課
ＯＳＬ図書貸出	市内の小・中・養護学校、幼稚園に日程を決めて巡回し、学級単位で図書の貸出しを実施します。	生涯学習課
図書館探検	小学生から高校生までが図書館機能を理解する機会として図書館探検を実施します。	生涯学習課
コンピュータを活用した学習	コンピュータを活用した学習を取り入れ新しい学習環境づくりに取り組みます。	学校教育課
職員の自己啓発	子どもの学習意欲や社会に対する関心等に職員が適切に対応していけるよう、学校や保育所の教職員を対象として自己啓発を促進し、資質の向上に努めます。	福祉課・学校教育課

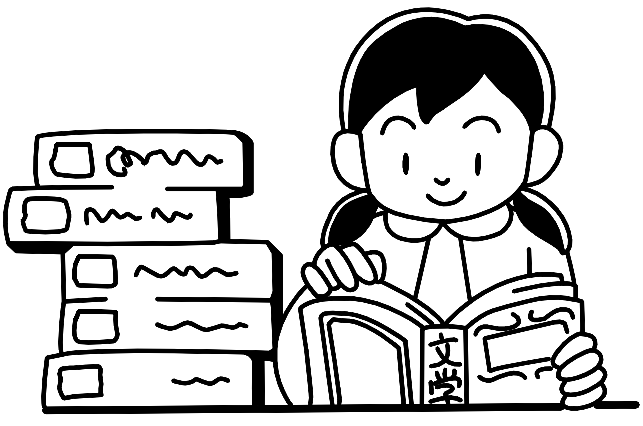

２－３．子どもも同士の交流機会が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．学校における世代間交流の充実

小学校や中学校、高校などの教育機関が連携して、学校同士の交流、保育所、幼稚園の交流など多世代間の交流機会を創出していきます。

２．地域活動の充実

子ども会活動やスポーツ少年団、親子スポーツ教室、県のスポーツクラブ 21 など、今後も、年間を通して文化、スポーツ面で継続的な活動を実施するとともに、指導者の育成を図ります。

３．子ども会等地域活動への参加の促進

身近な地域で子ども同士が交流できるように、子ども会活動や地域活動、地域のイベントへの子どもの参加を促進します。また、市広報や市ホームページ、児童館の情報紙等を活用し、さまざまな媒体による情報提供に努めます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
スポーツ少年団活動事業	小学校区（８校区）ごとに、小学校３年生から６年生を対象に、野球・バレー・サッカーに分かれて指導を行います。	体育保健課
生涯スポーツ振興事業	ライフステージに応じた各種スポーツ活動を展開します。また、子どもから高齢者までがスポーツを通じてふれあえる地域スポーツ活動を推進します。	体育保健課
子ども会活動	キンボール大会や芸術文化ふれあい公演など各地域において、子ども同士の異年齢交流をすすめます。	生涯学習課

２－４．生命の大切さを理解し、次代の親として人間性を高めるための教育が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．乳幼児とのふれあい体験の促進

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学・高校生を対象に育児体験学習の充実を図るとともに、乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。

２．次代の親としての意識の醸成

男女が協力して家庭を築き子どもを育てることの意義や、子育ての楽しみ・喜びについて、学校教育や子どもを対象とした各種講座などを通じて、啓発していきます。

３．学校教育における性教育・健康教育の推進

小学校や中学校の保健体育、道徳及び総合的な学習の時間において、性や性感染症予防、飲酒・喫煙、薬物などに関する正しい知識を普及し、子どもがきちんと認識するよう、性教育・健康教育の充実に努めます。また、関係機関との連携、教職員の研修等により効果的な指導法、支援体制を検討し、実践します。

４．思春期家庭教育の充実

保護者が思春期の子どもの身体面・精神面の発達や変化について理解し、家庭における性教育や思春期の子どもとの接し方について学ぶことができるよう、子育てに関する各種講座などにおいて、「思春期家庭教育」についてテーマを設けるとともに、その内容の充実を図ります。

５．思春期相談の充実

思春期のこころと身体の問題に対応するため、スクールカウンセラーをはじめ、学校や地域、医療機関、行政が連携し、相談体制を整えます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
思春期ふれあい体験事業	日常生活の中で、乳幼児と接する機会の少なくなった中学生に、乳幼児とふれあう機会をつくり、父性や母性の涵養を図るとともに、生命の尊厳や性に関する教育を実施します。学校と子育て支援機関が連携を図りながら実施します。	健康課
生命の大切さ生命の尊重等の教育	小・中学校の道徳教育の中で、思いやりの気持ち、生命の大切さ、生命の尊重等の教育を推進します。	人権教育課
健康教育	小学校や中学校の保健の授業において健康教育(性教育・食教育)を推進します。	体育保健課
家庭の性教育準備教室	幼児期からの、こころと体と性へのかかわり方について、保護者への啓発を図ります。	健康課
思春期ホットダイヤル	体のこと、性のことについて、電話による相談を実施します。	健康課

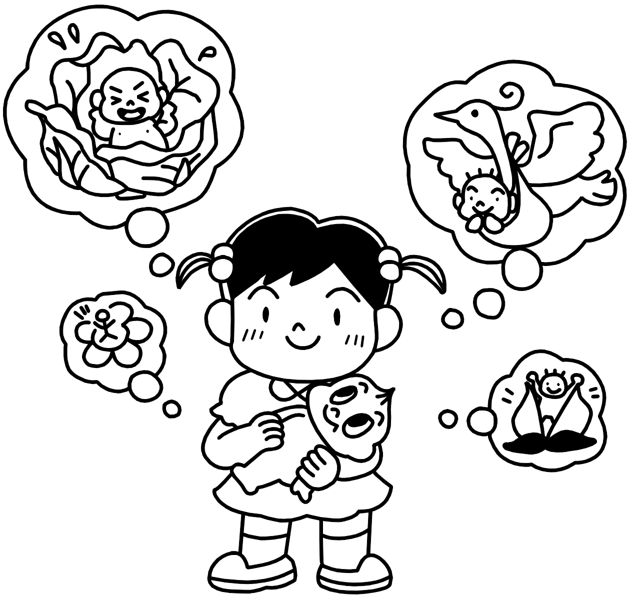

３．豊かな体験を経験できる環境の整備のために

≪現状と課題≫

ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験から家庭におけるお手伝いなど、様々な体験活動を行うことは、子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむ上で極めて重要です。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもたちの豊かな心をはぐくむためには、子どもたちに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。

また、地域の伝統や人とのつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。そのため、日々のあいさつや地域の伝統行事などへの参加を通じ、地域の人々との交流の中で、子どもの社会性を養うことも必要です。また、自分が住んでいる地域に対する関心を高めるとともに、郷土愛と呼ばれるその土地に対する愛着を養うことも重要です。

そこで、本市では、子どもが豊かな体験を経験できる環境整備のために必要なこととして、以下の２点を軸とし、今後の取り組みを展開していきます。

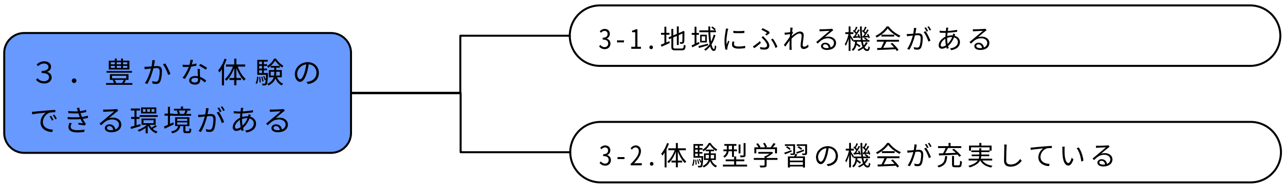

≪行政の今後の取り組み≫

３－１．地域にふれる機会を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．地域への愛着を高める活動の促進

中央公民館や各地区のコミュニティセンター、好古館等で行っている、地域の自然環境や伝統文化に触れることのできる行事や事業の充実に努めます。また、ふれあい保育事業において、地域の伝統文化や伝承物について調査研究を進め、行事や事業に活かしていきます。

２．地域伝統行事への参加促進

子どもが地域の歴史等への関心を深めるために、地域に残る伝統行事への参加を呼びかけていきます。

３．地域交流の推進

各種地域活動や地域行事を通じて、地域住民と子どもとの交流が図れるように、市広報や市ホームページなど多様な媒体を通じて、地域住民の参加を呼びかけます。また、参加者に魅力のあるものとなるよう地域活動や地域行事の充実を図ります。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内容	担当課
地域展の開催	市内各町の歴史や文化財を住民や小中学生が自分たちで調べてその成果を展示します。	好古館
歴史体験事業	子ども会や老人会などで地域の歴史散策をしたり、まが玉や土器づくりなどの歴史体験を行います。	好古館
ふれあい保育事業	地域に伝承されてきた民話、童話、遊び、手作り玩具等、地域伝承物の調査研究をしていきます。	福祉課・好古館
好古館サマーセミナー	小学生を対象に自然の中で工夫して遊びを体験することを目的に実施します。	生涯学習課
子ども用十二単着付	十二単の着付を行います。親子一緒の着付体験を取り入れるなど工夫していきます。	生涯学習課
子育て地域クラブ	身近な場所で、ＰＴＡを中心とする地域の人々の指導のもと、豊かな生活体験や交流ができる場を提供していきます。	生涯学習課
ＰＴＣＡ活動	ＰＴＡを中核に、地域住民が参画・協働するＰＴＣＡ「地域が支える交流機会の充実」を目指します。田んぼの学校、水辺の楽校、幼保小交流活動などを実施します。	生涯学習課
子どもサマースクール・ウィンタースクール	絵画、工作、料理、科学・自然体験、天体観測、地域の歴史等、体験的な学習を重視して実施します。	コミュニティ課
地域での子育て支援・交流活動	コミュニティ活動推進事業、子ども自然体験学習・ふれあい「ポプラの子」、子育て教室「スマイルキッズ」等を開催し、地域の子育て支援・交流を充実させていきます。また、県民交流ひろば事業等を活用していきます。	コミュニティ課
子どもの居場所づくり事業	子どもの居場所づくり推進協議会を設置し、地域子ども教室の開設等、サークル活動や体験活動により、居場所づくりや地域交流を推進します。	コミュニティ課

３－２．体験型学習の機会が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．職場体験学習の機会の充実

学校・家庭・地域と事業所、行政機関が連携・協力して職場体験活動を行う「トライやるウィーク」について、できるだけ子どもの望む職種で行えるよう、受け入れ先の事業所を確保します。また、指導ボランティアと学校との打ち合わせやＰＴＡ役員が加わった校内推進委員会の機能を充実させ、生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力向上を図ります。

２．体験型学習機会の充実

社会全体で青少年の豊かな人間性や「生きる力」をはぐくんでいけるよう、家庭や地域社会の連携のもと、生活体験、社会体験、自然体験などさまざまな体験型の学習機会を提供していきます。また、体験型学習の機会に地域のボランティアによる参加を促進します。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
トライやる・ウィーク	中学２年生が、時間的空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、主体性が尊重されたさまざまな活動や体験を行います。豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけるなど「心の教育」や「生きる力」の育成を図るため実施します。	学校教育課
幼年消防クラブ	防火意識の高揚を図ることを目的として、幼年消防クラブの新たな結成、及び既成クラブの指導育成を推進します。消防大会等に参加し、防火演技を披露するほか、防火ぬり絵・避難訓練等を通して火の怖さを学びます。	消防本部
自然学校	小学５年生に対して、５泊６日の日程で人とのふれあいや自然とのふれあいなどさまざまな体験活動を行います。心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を目指し、創意工夫ある活動を推進します。	学校教育課
心の輪づくり	幼稚園児から中学生まで人権に関わるさまざまな体験を通じて、人権を尊重するあたたかな心を育成します。	人権教育課

すべての子どもが心豊かに成長、発達できるまちづくりのために、
地域（地域団体や事業者、地域の一人ひとり）、親・家庭に担っていただきたい役割

地域に担っていただきたい役割

目的	具体例
子どもの人権を守るために	●地域の講座等で子どもの人権について語り合う機会を設けましょう。 ●困っている子どもを見かけたら、積極的に声をかけましょう。 ●子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に通報しましょう。 ●いじめは絶対に許さないという気風を醸成しましょう。 ●地域に孤立した家庭がなくなるよう、ご近所同士でお互いに声かけをしましょう。
子どもが心豊かに育つ教育(保育)を受けるために	●地域ぐるみで保育所や幼稚園、学校を支援するとともに、学校の教育(保育)活動に参加しましょう。 ●有害な情報、環境から子どもたちを守りましょう。 ●未成年者に酒を勧めないようにしましょう。 ●子どもの喫煙を見かけたら注意しましょう。 ●思春期の情緒不安定な子どもの心を理解し、見守りましょう。 ●思春期の子どもが乳幼児とふれあう機会を設けましょう。 ●育児経験者は子育ての喜びや楽しさを地域の子どもに伝えましょう。
豊かな体験を経験できる環境の整備のために	●地域の伝統文化を子どもたちに伝えていきましょう。 ●子どもが高齢者や障害者と交流できる場をつくりましょう。 ●各地域のコミュニティセンターを活用しましょう。 ●子どもを含む地域のみんなで協力してイベントを開催しましょう。 ●地域の自然が残る場所や職場などを子どもの自然体験や社会体験の場として提供しましょう。 ●事業所はトライやるウィークなどの職場体験を積極的に受け入れましょう。

親・家庭に担っていただきたい役割

目的	具体例
子どもの人権を守るために	●子どもの人権について家族で考えましょう。 ●子どもの不安や悩みをきちんと聞いてあげましょう。 ●子どもとの関わり方に困ったら、専門家に相談しましょう。 ●子育て中の家族は、母親の気持ちを理解し、良い相談相手になりましょう。
子どもが心豊かに育つ教育(保育)を受けるために	●家庭教育の大切さや家庭教育そのものについて夫婦間や家族間で話をしましょう。 ●夫婦、家族で会話できる時間を大切にしましょう。 ●家族の間でも「おはよう」や「ありがとう」などのあいさつを大切にしましょう。 ●ＰＴＡ活動や園行事、学校行事にはできるだけ参加しましょう。 ●子ども会活動や地域活動に子どもを積極的に参加させましょう。 ●インターネットや情報通信機器の健全な利用を親子で考えましょう。 ●子どもの前でたばこを吸わないようにしましょう。 ●未成年の子どもに酒を勧めないようにしましょう。 ●性や性感染症に関して家族で話し合いましょう。
豊かな体験を経験できる環境の整備のために	●地域の良いところ、利用できる施設など、マップ等を通して知り、家族で地域の再発見をしましょう。 ●地域のイベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ●幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。 ●小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどいろいろな機会を通じて体験させましょう。 ●子どもに社会体験をさせることの大切さを保護者が理解し、保護者自身が社会体験を勧めましょう。

アンケート調査結果等に基づき、「すべての子どもが心豊かに成長、発達できるまちづくり」の成果を測定するための指標項目と目標を次のように設定します。この成果指標については、計画の見直し年度に同様の設問によるアンケート調査等を行うこととします。

成　果　指　標

指　標　項　目	現状※１	目標(21年度)
○子どもの人権が守られている		
子どもの権利条約について知っている保護者の割合	－	調　査
子どもを虐待していると思ったことのある保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	20.8% 20.8%	減　少
○子どもが心豊かに育つ教育（保育）を受けられる		
家族で協力して子育てをしていると感じる保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	88.4% 88.2%	増　加 増　加
家で、学校での出来事をよく話す小学校児童の割合	－	調　査
学校の授業が理解できていると感じている中学生の割合	－	調　査
乳幼児とふれあう機会のある中学生の割合	－	調　査
中学生の飲酒率※２　（中学１年男子） （中学１年女子）	45.5% 47.1%	調　査
中学生の喫煙率※２　（中学１年男子） （中学１年女子）	1.8% 0.8%	調　査
○豊かな体験のできる環境がある		
地域活動やグループ活動に参加したことがある小学校児童の割合	66.8%	増　加
トライやるウィークを通して、自分の考えや行動に影響があったと思う中学生の割合	68.0%	増　加

※１　現状値は、注釈のあるもの以外すべて、平成 16 年２月実施の就学前児童保護者、小学校児童保護者を対象としたアンケート調査結果によるもの(以下同じ)。
※２　H14　社管内「小中学生のたばこについての意識・行動調査」によるもので、過去に１回でも飲酒・喫煙したことがある生徒の割合。次回調査では、それぞれ最近１か月間に飲酒・喫煙したことのある生徒の割合を挙げる。

Ⅱ．だれもが安心して子どもを生み育てられるまちづくり

だれもが安心して子どもを生み育てられるために必要な条件として以下の５点を掲げます。

1	出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報が得られる
2	子どもの事故や病気に対して予防や対応がきちんとできる
3	子どもを安心して預けられる場があり、子育てと仕事の両立ができる
4	子育て家庭への経済的支援が充実している
5	障害児のいる家庭やひとり親家庭等への支援が充実している

１．出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報を得るために

≪現状と課題≫

核家族化や地域とのつながりの希薄化によって、子育てに関する知識や情報が親から子へ、または地域住民同士の間で伝わりにくくなり、子育てについての悩みや不安を１人で抱え込む母親が増加しています。他方では、様々な媒体を通じた育児情報の氾濫により、マニュアルと実際とのギャップが生じやすくなっており、母親の不安や悩みを増幅させている側面もあるようです。

保護者のこうした不安や悩みを解消するためには、いつでも気軽に相談できる人や専門職を配置した相談体制の整備が必要となります。また、保護者が子育てに関する情報を必要な時にすぐ入手できるような情報提供体制の整備、子育てや子どもの健康について学ぶことのできる機会なども必要です。

さらに、妊娠から出産までの期間についても、母親が安心して出産を迎えるために、出産・母子の健康づくり・今後の子育てに関する知識の普及などの支援が必要です。

こうしたことから、母親が妊娠・出産から子育てについて気軽に相談でき、知識や情報を得るために必要なこととして、以下の３点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

１．出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報が得られる

- 1-1.妊娠・出産について必要な知識や情報が得られる
- 1-2.子育てについての知識や情報が得られる
- 1-3.子育てについて気軽に相談できる場がある

≪行政の今後の取り組み≫

１－１．　妊娠・出産について必要な知識や情報を得るために

ｱ）取り組みの方向

１．妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦が協力しあい、妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、母親はもちろん父親に対しても妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

２．不妊相談の充実

不妊で悩む夫婦への支援として、随時の相談に応じるほか、県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の周知に努めます。

３．喫煙についての知識の普及

未来のパパママ教室等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と職場を含めた周囲の人への禁煙・分煙等を啓発、推進します。

４．妊産婦の健康づくり

妊婦相談から保健師が妊産婦と積極的に関わり、妊産婦の健康状況を把握するとともに、若年夫婦や高年齢妊婦をはじめとするハイリスク妊産婦や就労中の妊婦など、妊娠・周産期の母子の健康づくりを促進します。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
未来のパパママ教室・父子健康手帳の配付	パパママの役割についての講話や、お風呂の入れ方・おむつの替え方などの実習、父性の育成を図るための夫の妊婦体験や父子健康手帳の配付を実施します。	健康課
母子健康手帳の交付・妊婦相談	妊娠中に健全な生活が送れることを目的として母子健康手帳を交付し、同時に妊婦個別相談を実施します。	健康課
母性健康管理指導事項連絡カード	母子健康手帳に様式が記載されており、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るために、保健センターや市広報等において、制度の普及・啓発を図ります。	健康課

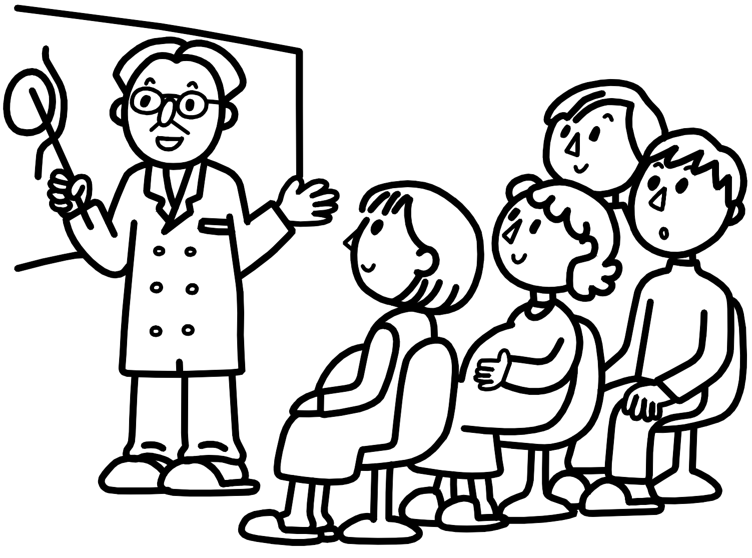

１－２．　子育てについての知識や情報を得るために

ｱ）取り組みの方向

１．子育て情報提供体制の整備

子どもや子育てに関わるイベント、公的サービスなど子育て全般の情報について、市広報、市ホームページをはじめ、情報紙の作成・配付など多様な媒体で積極的に情報提供し、すべての子育て家庭が必要な情報をタイムリーに入手できるよう、情報提供体制の整備を図ります。また、子育てに関する各関係機関と連携を図り、情報を収集し、一元的に管理、提供できる体制づくりを目指します。

２．子育てに関する学習の場の充実

児童館の子育て講座や、母子保健事業の講座・教室など子育てに関する学習の場のさらなる提供に努めます。また、既存の講座・教室についても、保護者が子育てに関して正しい知識を得るために、内容の充実を図るとともに、各種制度や公的サービスなど多様な情報提供に努めます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
育児教室	安心して子育てができるよう、発達時期に応じた育児教室・相談等の支援を実施します。	健康課
子育て健康講座	乳幼児の病気や対処方法の理解等を目的として講座を開催します。また、おの健康プラン21を周知していきます。	健康課
子育て講座	（再掲　P32参照）	児童館
訪問指導	新生児・乳幼児に対する家庭訪問指導を行い異常の早期発見と共に育児不安の軽減や健全な親子関係の確立を図ります。	健康課
子育てハンドブック等の作成配付	保存版「子育てハンドブック」を出生時に配布します。また、子どもの成長、発達においてポイントとなる事柄や急な病気等にも、親がある程度対応できるように、冊子等を出生届出時や乳幼児健診時に配付します。	健康課

１－３．　子育てについて気軽に相談できる場を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．相談体制の整備

相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、専門的知識を持った人員の配置や相談窓口の多様化を図り、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談まで、多様で利用しやすい相談体制の整備を図ります。また、特に必要な場合に個別相談を今後も継続して実施します。

２．相談機関のネットワークづくりの推進

保健所や児童相談所、保育所、幼稚園、学校、行政等、子育てに関する相談を受ける可能性のある機関でネットワークを構築し、迅速、適切な対応を目指します。

３．相談事業や相談機関の周知

母子保健事業による相談事業をはじめ、子育て安心ダイヤルや母子保健推進員等の相談機関についても、市広報や市ホームページ、子育てに関する情報提供の場を利用して、周知を図ります。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
母子健康相談	育児に関する相談に応じます。	健康課
にこにこ子育て相談	毎月、保健師、栄養士、保育師、家庭児童相談員等が、育児や発達、栄養面の相談に応じます。	児童館
家庭児童相談室	子どもを育てていく上でのさまざまな悩み、心配事について相談に応じます。相談員は２名体制で実施します。	福祉課
子育て安心ダイヤル	随時、電話による育児相談を受け付けます。	健康課
母子保健推進活動	母子保健推進員(看護師・保育士)が、健診を勧奨するとともに各種相談を受け付けます。	健康課

２．子どもの事故や病気に対して予防や対応をきちんとするために

≪現状と課題≫

子どもは病気や事故に対して無防備で、保護者や周囲の大人は常に子どもの状態や周辺環境に配慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、予防接種が最も効果が高いとされており、関係者等の接種への理解を深め、接種率を高く維持していくことが必要となっています。また、丈夫な体づくりのために、子どもが食事や睡眠など基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい生活を送ることも必要です。特に食事については、朝食欠陥、偏食などによって、栄養のバランスが乱れ、体力・運動能力の低下やアレルギー性疾患の増加などが問題とされています。そのため、食習慣の定着を促進することが必要です。

一方、乳幼児の死因で最も多いのは不慮の事故といわれます。乳幼児期には思わぬことから大きなけがや病気につながる危険があり、こうした危険は家庭の日常生活にも潜んでいます。そのため、家庭における乳幼児の事故防止について保護者が正しく認識し、取り組んでいけるよう、発達段階に応じた事故予防対策を指導する必要があります。同時に、子ども自身が交通ルールについて理解し、危険認知・安全行動ができるように、子どもに対する指導や啓発も必要となります。

さらに、子どもの心身の異常に対してもきちんと対応するために、保護者に対して的確な助言や指導を行うとともに、医療体制を整備することが必要です。特に、不意の病気や事故など、子どもの緊急時に対応できるよう、休日、夜間の救急医療体制を整備することが大切です。また、ふだんの健康管理から健康相談・指導を含め、さまざまな問題を相談することのできる身近な医師として、かかりつけ医を持つよう、啓発していくことも大切です。

こうしたことから、子どもの事故や病気に対して予防や対応がきちんと行われるために必要なこととして、以下の２点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

２．子どもの事故や病気に対して予防や対応がきちんとできる

- 2-1.子どもの病気や事故を予防できる
- 2-2.子どもの心身の異常に速やかに対応できる

≪行政の今後の取り組み≫

２－１．　子どもの病気や事故を予防するために

ｱ）取り組みの方向

１．予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れ、感染症を予防できるよう、市広報や市ホームページ等により、予防接種の意義や重要性を十分ＰＲし、その周知を図ります。

２．健康診断の充実

乳幼児健診について、未受診児の把握、有効性のＰＲに努め、高い受診率の維持を図ります。また、健診の結果、支援が必要な母子について適切な指導援助を行います。さらに、就学時診断、学校健診を実施し、子どもの健やかな成長を助けます。

３．食育の推進

児童館の子育て講座や各種母子保健事業での食育を充実させるとともに、いずみ会の活動と連携して、食育の充実を図ります。また、学校給食や保育所給食では、日々の給食そのものの食体験が望ましい食卓のイメージにつながるよう献立に配慮し、食事の楽しさを実感できるように努めます。さらに教育の場において、それぞれの成長段階に応じて、さまざまな学習の機会に「食」を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

４．乳幼児期の事故防止に関する啓発

乳幼児健診をはじめとする母子保健事業や子育て講座等で事故防止に関する啓発を行います。

５．子ども自身への事故防止に関する啓発

保育・教育機関での交通安全教室や交通安全教育において、子ども自身が危険性をきちんと認識できるよう、内容の充実を図ります。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
乳幼児健康診査	４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査を実施します。 **４か月児健診受診率　93.9％→維持** **１歳６か月児健診受診率　97.4％→維持** **３歳児健診受診率　93.8％→維持**	健康課
予防接種事業	各種予防接種事業を実施します。	健康課
親子料理教室	いずみ会員による食育の教室を行います。	健康課
訪問指導	（再掲　P48参照）	健康課
育児教室	（再掲　P48参照）	健康課
子育て健康講座	（再掲　P48参照）	健康課
子育て講座	（再掲　P48参照）	児童館
幼年消防クラブ	（再掲　P41参照）	消防本部
学童保護立番及び交通安全指導	児童を交通事故から守るため、年間を通じて街頭で保護活動や必要に応じて学校で安全教室を開催します。	地域安全グループ

２－２．　子どもの心身の異常に速やかに対応するために

ｱ）取り組みの方向

１．健康診断の充実（再掲）

乳幼児健診について、未受診児の把握、有効性のＰＲに努め、高い受診率の維持を図ります。また、健診の結果、支援が必要な親子について適切な指導援助を行います。さらに、就学時診断、学校健診を実施し、子どもの健やかな成長を助けます。

２．乳幼児期における障害の早期発見・早期治療・早期療育の促進

医療機関との連携に留意しつつ、４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査等により障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めるとともに、発達相談等で障害児の保護者に対する支援を推進します。

３．多様化する軽度発達障害に対応できる相談体制の整備

高機能自閉症、ＡＤＨＤ(注意欠陥／多動性障害)、ＬＤ（学習障害）など、多様化する軽度発達障害に対して、適切な対応を指導できる相談体制の整備を図ります。

４．小児救急医療体制の充実

小野市民病院を中心とし、子どもの休日、夜間診療（小児科救急輪番制）の充実を図ります。また、医療機関や各関係機関と連携して小児科救急輪番制の体制を確保するとともに、迅速な対応ができるようにネットワークの構築を図ります。

５．医療や医療機関についての情報提供の充実

育児教室等の母子保健事業で、応急手当や心肺蘇生法を普及します。また、休日、夜間の小児救急医療機関について、母子保健事業や市広報や市ホームページ等多様な媒体を利用して情報提供に努めます。さらに、夜間や休日の突然のけがや病気等に対して、看護師や医師に電話で相談できる「兵庫県小児救急医療電話相談」について、周知に努めます。

ｲ）主な事業

◎新規で取り組む事業

事業名	内　容	担当課
発達相談	健診等で発達の遅れやその疑いのある乳幼児を対象として、医師、保健師等が、発育や発達、今後の方針や支援について、保護者の相談に対応します。	健康課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
乳幼児健康診査	（再掲　P52参照）	健康課
訪問指導	（再掲　P48参照）	健康課
休日・夜間診療の整備	休日や夜間の子どもの急な病気やけが等に適切に対応できるように、小児科救急輪番制の充実、関係機関との協議、調整を行います。	市民病院 健康課
医療関係機関のネットワークづくり	子どもの健全な成長を目的に、保健所や医療機関、行政等の関係機関がネットワークを構築し、迅速な対応と適切な情報提供等を行います。	健康課・兵庫県

３．子どもを安心して預けられる場を確保し、子育てと仕事を両立するために

≪現状と課題≫

近年、夫婦共働きが一般化していますが、子どもを持つ保護者が仕事と子育てを両立させ、安心して働くためには、多様な保育サービスが整備され、利用者が状況に応じてサービスを選択し、利用することのできる環境が必要です。

また、共働き世帯においては、多様な保育サービスだけでなく、子育てと仕事の両立に理解ある社会環境も必要不可欠です。そのため、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりや、男性を含めた働き方の見直しなど、育児中でも働きやすい職場環境づくりのために、事業所への周知・啓発を行っていく必要があります。

一方、家庭で子育てをしている専業主婦についても、疾病や緊急時など、一時的に家庭で子どもの面倒を見ることが難しくなる場合があります。また、現在の子育ては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識のもとで、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。そのため、共働き世帯でなくても緊急時やリフレッシュ時の預かりなど、多様な保育サービスを利用できる体制の整備が必要となっています。また、家庭において、「子育ては母親の仕事」という意識を変えて、父親が積極的に家事や育児に参加することが望まれており、今後も男女共同参画を促進していく必要があります。

こうしたことから、子どもを安心して預けられる場を確保し、保護者が子育てと仕事を両立していくために必要なこととして、以下の２点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

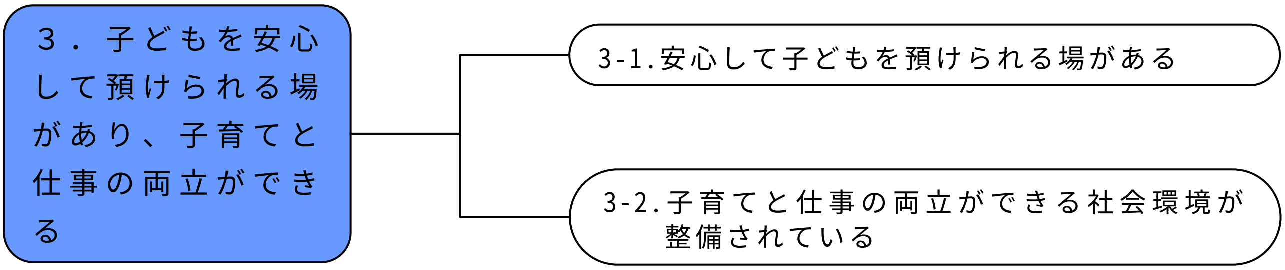

≪行政の今後の取り組み≫

３－１．　安心して子どもを預けられる場を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育サービス利用者の動向やニーズの把握に努めます。また、利用ニーズに応じて、保育所定員の見直し、延長保育、一時保育、休日保育などの保育サービスの拡充を検討していきます。さらに、保育所と幼稚園のあり方を考慮し、幼保一元化についても検討していきます。

２．乳幼児健康支援一時預かり事業の実施検討

病気の回復期等で保護者による家庭での保育や集団保育が困難な児童を、病後児等の対応が可能な児童福祉施設や医療機関で預けられるよう、新たに乳幼児健康支援一時預かり事業の実施を検討します。

３．アフタースクール子ども育成事業の充実

地域における学童保育の利用ニーズに応じて、今後は地域型のクラブ設置を進め、目標年度となる 21 年度までに 3 か所を増設した 11 か所での実施となるよう推進します。また、施設の整備、人員の配置など内容の充実に努めます。

４．おの育児ファミリーサポートセンターの利用促進

平成 16 年 7 月より開設した「おの育児ファミリーサポートセンター」について、市広報や市ホームページ等で周知に努めるとともに、その利用を促進します。

５．保育内容の充実

子どもが保育施設においてのびのび遊べるよう、安全・安心な保育環境を整備します。また、子どもの個性や成長に応じた健やかな育成を保障するとともに、家庭との連携を図り、利用者にとって質の高いサービスの提供に努めます。

ｲ) 主な事業

◎新規に取り組む事業

事業名	内　容	担当課
乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）	病気の回復期等にある児童を、病後児等の対応が可能な施設で預かれるよう、乳幼児健康支援一時預かり事業の実施を検討します。 **→１か所実施　定員４名**	福祉課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
延長保育	現在14か所で実施している延長保育を継続実施しますが、夕方の延長保育だけでなく早朝の延長保育も含めて、利用者のニーズに応じて実施か所数、延長時間の拡大等より一層の充実を図っていきます。	福祉課
休日保育	現在１か所で行っている休日保育について拡充を検討します。	福祉課
一時保育事業	緊急時や断続的、短時間就労等の理由によって、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、必要な時間、あるいは日数を保育所で預かるために、現在14か所で行っている一時保育を継続実施します。	福祉課
子育て家庭ショートステイ事業	保護者が疾病等の理由によって、児童の養育が一時的に困難になった場合、養育・保護を行うショートステイ事業を継続実施します。	福祉課
学童保育（アフタースクール子ども育成事業）	両親が共働きで、家庭へ帰っても保護者のいない小学１～３年生の留守家庭児童を対象に、児童の健全育成を図ります。 **８か所(小学校内)実施** **→８か所(小学校内)、その他３か所の実施検討**	福祉課
おの育児ファミリーサポートセンター	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員になり、仕事や急な用事で子どもの世話ができない時に、会員間で子育ての手助けを行います。 **依頼会員・協力会員、活動件数→増加へ**	福祉課・社会福祉協議会

事業名	内　容	担当課
アフタースクール指導員研修	児童に適切な指導ができるように、毎月の指導者会、学期毎の連絡・反省会の実施を行います。また、救急、健康、事故等研修会の実施、県や団体の行う研修会の参加などで指導員の資質向上に努めます。	福祉課
保育所活動補助事業	家庭支援推進保育事業、５歳児保育、地域活動事業、３歳未満児受入対策事業、障害児保育事業、乳児保育促進事業、ふれあい保育事業、園児交流事業、特別保育事業等を行います。	福祉課
幼保一元化	今後の保育所と幼稚園のあり方について検討していきます。	学校教育課
保育所整備事業	必要に応じて、随時、保育所の施設整備を行います。	福祉課

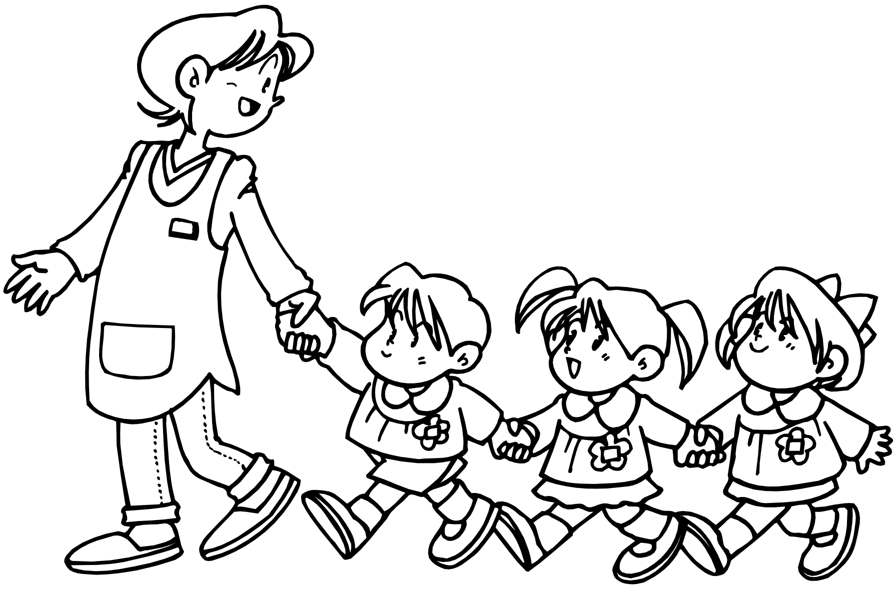

３－２．　子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

ｱ）取り組みの方向

１．男女共同参画の推進

男女の固定的な役割分担を是正し、男女が共同で家庭責任を果たせるよう、特に男性に向けた意識啓発、家事、育児などの講座を開催します。講座の開催にあたっては、男性が参加しやすいよう、内容や開催日時に配慮します。

２．子育てと仕事の両立に対する職場理解の促進

事業主に対して、育児休業制度の導入と利用促進、労働時間の短縮などの啓発を図るとともに、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めていきます。

ｲ）主な事業

◎新規に取り組む事業

事業名	内　容	担当課
育児休業制度の利用促進	事業所への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当て支給などの促進を図ります。	商工観光課
労働時間短縮の促進	完全週休２日制の普及や年次有給休暇の取得促進など労働時間短縮に向けて、事業主や就労者への啓発に努めます。	商工観光課
職場理解の促進	女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、男性、女性ともに育児休業をとりやすい雰囲気の醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めていきます。	商工観光課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
男女共同による子育ての啓発	（再掲　Ｐ32参照）	男女共同参画推進課

４．子育て家庭の経済的支援の充実のために

≪現状と課題≫

子どもを持つことは個人の自由な選択にゆだねられる問題ですが、少なくとも子どもを持ちたいと願っている人が子どもをもてる社会づくりを進めていくことが重要です。しかし、育児にかかる経済的負担感が大きいために、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因にもなっているため、子育てにかかる経費の負担軽減のための施策の充実は家庭における子育て支援の重要課題の一つであるといえます。

４．子育て家庭への経済的支援が充実している ― 4-1.経済的支援が充実している

≪行政の今後の取り組み≫

４－１．経済的支援の充実のために

ｱ）取り組みの方向

１．経済的負担軽減施策の周知

児童手当制度や乳幼児医療費の助成等経済的負担軽減施策の周知徹底を図ります。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児を対象とした医療費の一部負担金の助成について充実を図ります。 **医療費助成制度** **３歳未満→義務教育就学前までに拡大**	市民課
児童手当	小学３年生以下の子どもがいる家庭を対象に家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全育成と資質の向上を目的として支給します。	福祉課
保育料負担軽減	国の徴収基準を基礎として、保育料の軽減を行います。	福祉課

５．障害児のいる家庭やひとり親家庭等への支援が充実するために

≪現状と課題≫

ひとり親家庭や障害児のいる家庭など、援助を必要とする子どもや家庭に対しての支援を充実することが求められています。

障害児の療育・教育においては、できるだけ早期に障害を発見し、十分な治療と指導訓練を行うことが必要であるとともに、障害児の状態は個人によって様々であるため、一人ひとりに最適な教育を確保するための充実した療育・教育指導体制の確立が必要となります。

また、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症など、新たに対象となる児童・生徒の量的な拡大や、対象となる障害種の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭については、特に母子家庭が増加しています。母子家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っており、経済的支援だけでなく、育児相談や就労に関する情報提供など各種支援が必要です。また、父子家庭においても、子どもの養育、家事等生活面における支援が必要となっており、今後もひとり親家庭の自立に向けてさまざまな支援を充実することが必要となっています。

さらに、これら援助を必要とする家庭に対しては、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、地域の住民一人ひとりが、地域の障害児や障害児のいる家庭、ひとり親家庭などを温かく見守っていくことが必要となります。

以上のことから、障害児のいる家庭やひとり親家庭等への支援が充実するために、以下の３点について取り組みを掲げます。

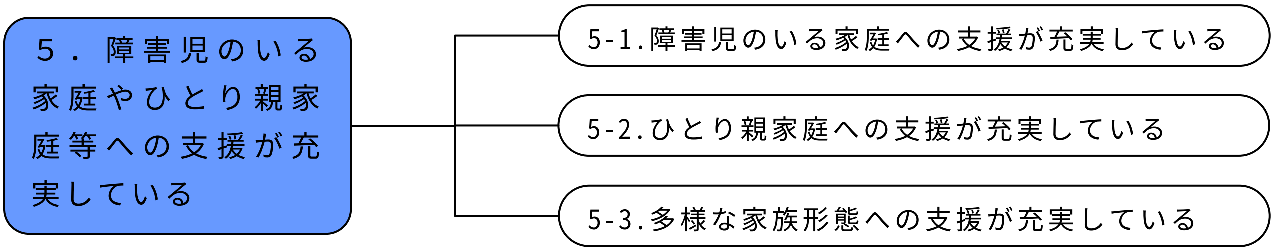

≪行政の今後の取り組み≫

５－１．障害児のいる家庭への支援が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．障害児理解のための地域への啓発

障害児や障害児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するために、多様化する障害や障害児に対する理解を深めるための啓発を行います。

２．障害児のいる家庭に対する相談体制と情報提供の充実

障害児の保護者が抱える不安を緩和するために、障害児にかかわる療育・教育相談や就学指導等の充実を図るとともに、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、子育て情報紙やパンフレット等で情報提供の充実を図ります。また、親同士の交流の場を提供できるよう、親の会との連携を図ります。

３．障害児保育の充実

障害のある子どもが生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

４．障害児教育（特別支援教育）の充実

障害児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が行われるよう個別の教育支援計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。また、教職員の資質向上のため、研修等を一層充実させ、ＬＤ（学習障害）やＡＤＨＤ（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症など、障害種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の整備を図ります。

ｲ）主な事業

◎新規で取り組む事業

事業名	内容	担当課
発達相談	（再掲 Ｐ54）	健康課

◎継続・充実する事業

事業名	内容	担当課
人に優しいまちづくり事業	市民ボランティア団体と連携し、障害を持つ子ども達を対象にした親子体験活動を実施します。	生涯学習課
療育事業	障害のある乳幼児を持つ保護者同士が交流し、自立できるように支援します。また、「親子ふれあい教室」を開催し、言語聴覚士、保育士、保健師、家庭児童相談員が相談に応じます。 **→心理相談員による ペアレントトレーニングを実施**	福祉課
肢体不自由児通園施設	わかあゆ園で、身体に障害のある乳幼児や児童に対して機能訓練等療育指導を行います。	福祉課
特別児童扶養手当	20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を対象に、福祉の増進を目的としてその保護者に支給します。	福祉課
重度障害者(児)医療費助成事業	身体障害者(児)１～２級、重度知的障害者(児)等を対象とした医療費一部負担金の助成について、充実を図ります。 **→医療費一部負担金助成の拡大** **→重度精神障害者(児)にも医療費助成を実施**	市民課

５－２．ひとり親家庭への支援が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．ひとり親家庭への相談体制・生活支援体制の充実

ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、就業支援、経済的な支援などの充実を図ります。

２．ひとり親家庭支援事業等の周知

母子自立支援員等による相談事業、経済的支援策などについて、その周知の徹底を図ります。

３．ひとり親サークルの育成・支援

日頃孤立しがちなひとり親同士が、交流を通じて仲間づくりをしたり相談できるように、ひとり親サークルの育成や支援に努めます。

ｲ）主な事業

◎新規で取り組む事業

事業名	内　容	担当課
公営住宅の優先入居	ひとり親家庭について公営住宅の優先入居を検討します。	まちづくり課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
児童扶養手当	18歳未満の児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を対象に、父と生計を共にできない児童が育成されている家庭に支給します。	福祉課
母子福祉年金	１年以上本市に居住している母子家庭で遺族年金の該当者以外の方に支給します。	福祉課
母子家庭等医療費助成事業	満18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を育てる母または父及びその児童を対象とした医療費一部負担金の助成について、充実を図ります。 **→医療費一部負担金助成の拡大**	市民課
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭が抱える悩みや問題等について母子自立支援員を配置し、自立に向けた相談に応じます。	福祉課
ひとり親サークルの育成・支援	小野市社会福祉協議会にて小野市共励会の事業実施や、「母と子のつどい」を実施し、母子家庭の福祉増進や交流を図ります。	福祉課

５－３．多様な家族形態への支援が充実するために

ｱ）取り組みの方向

１．多様な家族形態への支援の充実

双子や三つ子等がいる家庭や、祖父母等と同居している多世代世帯などさまざまな家族形態に対して、乳幼児健診や育児教室による相談事業で、世代間の価値観の相違や多子世帯特有の問題などに柔軟に対応するとともに、多子世帯の交流会を開催します。また、外国人家庭が安心して子育てができるよう、小野市国際交流協会を通じて、情報提供や生活相談に対応します。

ｲ）主な事業

◎新規で取り組む事業

事業名	内　容	担当課
公営住宅の優先入居	多子世帯や多世代世帯について公営住宅の優先入居を検討します。	まちづくり課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
多子世帯への支援（にこにこくらぶ）	双子や三つ子がいる家庭に対して、家庭生活を円滑に送ることができるように、双子・三つ子の親子の交流会を実施します。	健康課

だれもが安心して子どもを生み育てられるまちづくりのために、
地域（地域団体や事業者、地域の一人ひとり）、親・家庭に担っていただきたい役割

地域に担っていただきたい役割

目的	具体例
出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報を得るために	●事業主は母性健康管理指導事項連絡カードなどで妊婦の体調を把握するとともに、妊婦の体調に配慮しましょう。 ●子育てに関する知識や情報を地域で話し合うなどして共有しましょう。 ●地域で子育てに関する情報を提供しましょう。 ●育児経験者は子育て家庭の保護者の相談にのりましょう。
子どもの事故や病気に対して予防や対応をきちんとするために	●公共の場での分煙や禁煙について考えましょう。 ●医療機関相互で連携を密にし、救急医療体制を充実させましょう。 ●救急医療体制について、地域で分かりやすい情報提供に努めましょう。 ●育児経験者は子どもの発育について相談に応じましょう。
子どもを安心して預けられる場を確保し、子育てと仕事を両立するために	●おの育児ファミリーサポートセンターや育児ボランティア活動に参加しましょう。 ●事業所は子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇の取りやすい職場環境をつくりましょう。 ●地域で男女の固定的な役割分担に対する意識を是正していきましょう。
障害児のいる家庭やひとり親家庭等への支援が充実するために	●障害や障害児に対する理解を深めましょう。 ●障害児のいる家庭やひとり親家庭が地域から孤立することがないように、声をかけましょう。 ●ひとり親家庭の保護者はひとりでふたり分の役割を担っていることを理解しましょう。

親・家庭に担っていただきたい役割

目的	具体例
出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報を得るために	●不妊については一人で悩まずに、医療機関や不妊専門相談センターに相談しましょう。 ●働く妊産婦は母性健康管理指導事項連絡カードを活用しましょう。 ●普段から妊婦同士や保護者同士で交流を持ち、情報交換や悩みの相談をしましょう。 ●子育て講座や教室に積極的に参加しましょう。 ●子育てや家庭教育について、家族で相談しあいましょう。
子どもの事故や病気に対して予防や対応をきちんとするために	●乳幼児健診を必ず受けましょう。 ●予防接種は対象年齢になれば早めに受けましょう。 ●栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。 ●自宅内外の子どもにとって危険な場所を点検し、安全対策に心がけましょう。 ●子どもの発育で気になることがあれば早めに相談しましょう。 ●かかりつけ医をもちましょう。 ●休日、夜間の小児救急医療機関を把握しておきましょう。
子どもを安心して預けられる場を確保し、子育てと仕事を両立するために	●必要になった時に自ら選んで利用できるよう、どのような保育サービスがあるかを知っておくようにしましょう。 ●家庭で子育てをしている人も利用できる保育サービスがあるので緊急時などは相談しましょう。 ●おの育児ファミリーサポートセンターを利用しましょう。 ●育児・介護休業を夫婦で上手にとって、仕事と家庭の両立を目指しましょう。 ●夫婦で相談して、家事・育児の役割分担を決めましょう。
障害児のいる家庭やひとり親家庭等への支援が充実するために	●障害児のいる家庭は、現在行われている障害児に関わる療育・相談事業や就職指導などに積極的に参加しましょう。 ●ひとり親家庭の保護者はひとり親家庭を対象とした支援策を有効に活用しながら、仕事と子育てを両立させましょう。

アンケート調査結果等に基づき、「だれもが安心して子どもを生み育てられるまちづくり」の成果を測定するための指標項目と目標を次のように設定します。この成果指標については、計画の見直し年度に同様の設問によるアンケート調査等を行うこととします。

成　果　指　標

指　標　項　目	現状	目標（21年度）
○出産や子育てについて気軽に相談でき、知識や情報が得られる		
妊娠中に出産に向けて必要な知識や情報を得ることができたと思っている就学前児童保護者の割合	－	調　査
子育てについて不安感や負担感を持っている保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	 55.9% 58.4%	減　少
育児のことを気軽に話せる友人のいる就学前児童の母親の割合	－	調　査
市が発行している子育て情報紙を知っている就学前児童保護者の割合	43.6%	増　加
子育てに関する情報の入手先がない、または入手手段が分からない保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	 1.6% 1.7%	 0.0% 0.0%
○子どもの事故や病気に対して予防や対応がきちんとできる		
朝食を毎日食べる子どもの割合 （就学前児童） （小学校児童）	87.9% 93.1%	増　加
事故防止対策に取り組んでいる就学前児童の家庭の割合※	49.8%	増　加
かかりつけ医をもつ就学前児童の家庭の割合	82.9%	増　加
子どもの急病時にすぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことのある保護者の割合	36.5%	減　少
○子どもを安心して預けられる場があり、子育てと仕事の両立ができる		
安心して子どもを預けられる場所があると思う保護者の割合	－	調　査
父親の育児協力に満足している就学前児童保護者の割合	80.8%	増　加
就学前児童保護者の育児休業取得率 （父親） （母親）	1.5% 22.9%	増　加 増　加
○子育て家庭への経済的支援が充実している		
経済的支援が充実してきていると感じている保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	－	調　査

※事故防止策として取り組んでいる項目について４項目以上を選択した人

Ⅲ．地域社会が一体となって、子どもと子育て家庭を支援するまちづくり

地域社会が一体となって、子どもと子育て家庭を支援するために必要な条件として以下の３点を掲げます。

1	子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場がある
2	子どもや子育て家庭に配慮した生活環境が整備されている
3	地域の子育て支援体制が確立されている

１．子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場を確保するために

≪現状と課題≫

子どもは、遊びや運動などを通じて体力や機敏性を高めるとともに、子ども同士でお互いに社会性や協調性などを学び、自立心や仲間意識を養っていきます。

しかし最近では、テレビやゲームなどの室内の遊びが増加しているのに加え、全国的に児童への事件がメディア等で放送されるなど安全面での不安、身近な遊び場の減少などから、戸外で自由に遊ぶ子どもを見ることが少なくなってきました。子どもの健全育成を図るためにも、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の整備が必要となっています。

一方、親子で利用できる施設や、子育て支援に関する様々な事業を実施する施設についても、保護者が安心して利用できるよう、必要に応じて施設の改修、バリアフリー化等の整備を進めていく必要があります。

さらに、親子が気軽に集い、子育ての仲間づくりや交流が行われるよう、親子が集う場の拡充、子育てグループの活動支援などを行っていくことが大切です。

こうしたことから、子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場を確保するために必要なこととして、以下の２点を軸とし、今後の取り組みを展開していきます。

１．子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場が

- 1-1.安全な子どもの遊び場がある
- 1-2.子育て家庭が気軽に集える場がある

≪行政の今後の取り組み≫

１－１．安全な子どもの遊び場を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．公園・遊び場の整備

住民の理解を得ながら、計画的な公園整備を進めるとともに、遊具については定期的に点検整備を行い、必要に応じて改修や新しい遊具との交換などを行っていきます。また、子どもの遊び場周辺の交通環境や公衆トイレの整備も順次進めていきます。

２．遊び場情報提供の充実

子どもの利用できる公園やスポーツ施設、地域のふれあいの場などの情報を分かりやすく住民に提供し、既存の施設や公園の利用促進を図るために、市広報や市ホームページ、子育て情報紙等による情報提供を充実させます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
街区公園設置・整備	半径250m円内に１か所を目標に整備を進めるとともに、現在ある公園については、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して見守ることができるように充実を図ります。	まちづくり課
児童施設の整備	街区公園以外の遊び場として整備を進めます。	まちづくり課
遊び場マップの作成・配付	子ども遊び場マップの他に、ウォーキングマップ、公園マップ等を発行します。	まちづくり課

１－２．子育て家庭が気軽に集える場を確保するために

ｱ）取り組みの方向

１．親子で集える場の提供

子育て学習センターや児童館、地域の保育所、幼稚園における各種イベントや活動の充実、子育て広場の拡充を図り、親子で集える機会や場を増やします。また、子育て関連の各種団体や関係機関で連絡体制やネットワークを構築し、連携したイベント開催や開催内容、開催日時への配慮、活動の相互協力、交流促進等を図ります。

２．子育て支援施設の整備

親子がともに利用する施設のバリアフリー化を進めるとともに、必要に応じて各種子育て支援施設、公共施設の整備、改善を進めます。

３．子育てグループ活動への支援

子育て学習センターなどで、自主的な子育てグループの結成を促すとともに、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、子育てサロンの場所の確保を支援します。

また、育児情報の提供や、グループ活動の活性化を図るために保健師、栄養士、保育士等の専門スタッフの活動参加を図るなど活動を支援します。

４．子育て支援事業への参加促進

子育て家庭の孤立化等を未然に防止するために、子育て家庭が気軽に参加し、仲間づくりができるような事業を企画、実施していきます。

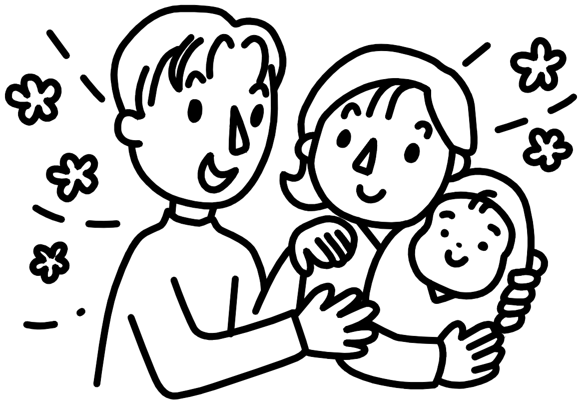

ｲ）主な事業

◎新規に取り組む事業

事業名	内　容	担当課
子育てサロン	子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換できる場として、小学校区ごとに実施します。 **→小学校区８か所で実施**	社会福祉協議会

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
子育て学習センター	子育てグループが活動する際の施設利用料の軽減や子育てグループ間の交流等、子育てグループの育成に対して様々な支援を行います。グループ間の交流については、毎月２回程度のグループの交流、他グループとの交流、運動会や社会見学等事業を実施し、活動報告を兼ね「子育ての輪」を発行します。	児童館
児童館	子育て講座、子育て相談、子育てサロンなど親の相談、親子のふれあいの場として各種事業を実施します。	児童館
まちの子育て広場	市内全保育所、児童館、保健センターなどで開設します。保育所では毎月数回の園庭開放、児童館では育児サークルの交流、その他絵本の貸し出し、読み聞かせ等を実施していきます。	社会福祉協議会・保育所
子育てゆとり創造センター運営事業	保育所を指定施設として、子育て指導者(保育士）及び担当者（保育士）が子育て支援を行います。	福祉課

２．子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の整備のために

≪現状と課題≫

多くの公共的施設では、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難となっています。また、道路等においても歩道が整備されていない場所は、子ども連れや子どもだけの通行に危険な箇所もあります。そのため、小さな子ども連れの家族や子どもが安心して外出できるような建物・施設及び道路の改善策を図ることが必要となります。

また、子どもが通学時や外出時に犯罪等の被害に遭わないように、通学路、公園周辺の防犯整備や、関係機関・団体と連携した見守り活動の強化、避難場所の設置拡充、情報の早期伝達など、地域ぐるみの防犯体制が必要となります。

こうしたことから、子どもや子育て家庭に配慮した生活環境整備のために必要なこととして、以下の２点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

２．子どもや子育て家庭に配慮した生活環境が整備されている

- 2-1.子育てしやすい施設や交通網が整備されている
- 2-2.事故や犯罪に対する地域の見守り体制が確立されている

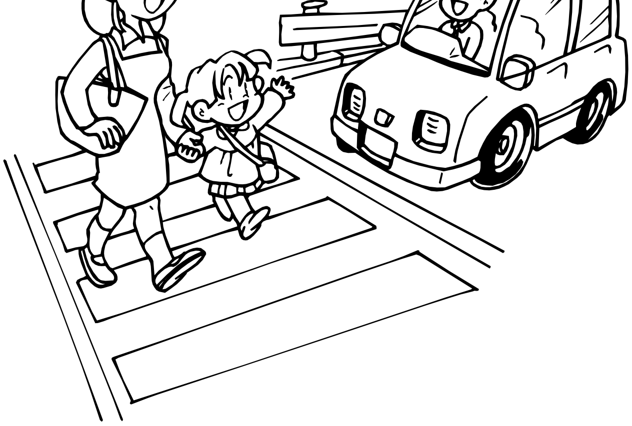

≪行政の今後の取り組み≫

２－１．子育てしやすい施設や交通網の整備のために

ｱ）取り組みの方向

１．子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

公共的施設において、子ども連れの利用者に配慮した施設・設備の整備を促進します。また、子ども連れや子どもだけの外出時に安心して通行できるよう、歩道の整備や段差の解消等、安全な歩行空間の確保を促進します。

２．通学路の安全の確保

歩道整備や防犯灯設置の推進、危険箇所等の随時点検を行い、安全な通学路の確保に努めます。

３．良質な住宅の確保

老朽化した公営住宅を計画的に改良・整備するとともに、新婚世帯や子育て世帯等に対して市営住宅に関する優遇措置がとれるよう調整を進めます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
防犯灯の整備	自治会の申請にもとづき、防犯灯の設置を随時推進していきます。	地域安全グループ
道路整備	小さい子どもでも、また、ベビーカー等を押していても安全に歩けるようにフラット歩道の整備など、歩道や道路の整備を行います。また、安全な通学路を目指した整備を推進するため、毎年学校区ごとに、交通安全総点検を実施し、可能なものから改善に努めます。	道路河川課
公営住宅の改良・整備	子育て中の親が良質な住宅を確保できるようにするために、市営住宅棟の改良・整備を進めます。毎年度、空き住宅等を対象に住環境の整備を行い、更新していきます。	まちづくり課

２－２．事故や犯罪に対する地域の見守り体制が確立するために

ｱ）取り組みの方向

１．地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、「子ども 110 番の家」の周知徹底、安全安心パトロールの強化など、地域環境の中で防犯協力体制の整備に努めます。また、各関係機関、団体とも連携して「地域の子どもは地域で守る」といった気運を高め、各地区青少年健全育成会の活動など、地域ぐるみで子どもを見守る活動を促進していきます。

２．地域の防犯意識の高揚

不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため、啓発活動を推進するとともに、防犯教室の開催を検討します。

３．防犯情報の提供体制の構築

学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携して情報のネットワークを構築し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報伝達を行います。

ｲ）主な事業

◎新規に取り組む事業

事業名	内　容	担当課
地域で子どもを見守ろう運動	小野市青少年健全育成本部（青少年関係団体代表でつくる民間の安全・安心の危機対策機関）を中心に園児、児童、生徒の下校時などに、散歩、ジョギング、農作業などを自然な形で実施し、安全安心による住民運動へと高めていきます。	生涯学習課

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
安全安心パトロール	安全安心推進員が、学校、通学路における子どもたちの保護活動、商業、公共施設などにおける青少年非行防止活動、交通危険個所などにおける事故防止活動などを行います。 **パトロール車２台→３台へ**	地域安全グループ
子ども110番の家	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に逃げ込める場所で、地域の民家及び商店、公共施設等に設置しています。今後も趣旨や場所の詳細について小野市連合ＰＴＡで啓発していきます。 **子ども110番の家設置件数237件→増加へ**	生涯学習課
青少年補導センター	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、関係機関、団体及び地域住民と連携を図り、通学路の安全確保や補導活動など青少年の健全育成活動に取り組みます。	青少年補導センター
各地区青少年健全育成会	子どもたちの地域での安全・安心活動を目標に市内６地域で、住民によって行われる子ども見守り活動を促進します。	生涯学習課
ひょうごハート・ブリッジ運動	地域の人が地域の子どもたちに対して見守りや温かい声かけを行うなど、地域の大人と子どもがともに顔の見える関係を築くことを促進していきます。	青少年補導センター

３．地域の子育て支援体制が確立するために

≪現状と課題≫

現在、地域の結びつきが弱体化しており、「地域の子どもは地域で守り、地域で育てる」といった地域共同体としての意識や機能も低下する傾向にあります。しかし、地域の子育て仲間や子育て経験者などのあたたかい声かけや支援などが、子育て中の保護者の不安を和らげ、家庭や地域からの子育ての孤立を防ぐことにもつながります。

子育て家庭に対する支援は徐々に充実してきていますが、今後、こうした地域による子育て支援を進めていくためには、子育て支援の拠点となる施設や、子育て支援にかかわる各関係機関、団体、行政等が連携し、子育て支援のネットワークを構築することなどが必要と考えられます。

こうしたことから、地域の子育て支援体制確立のために必要なこととして、以下の２点を軸として、今後の取り組みを展開していきます。

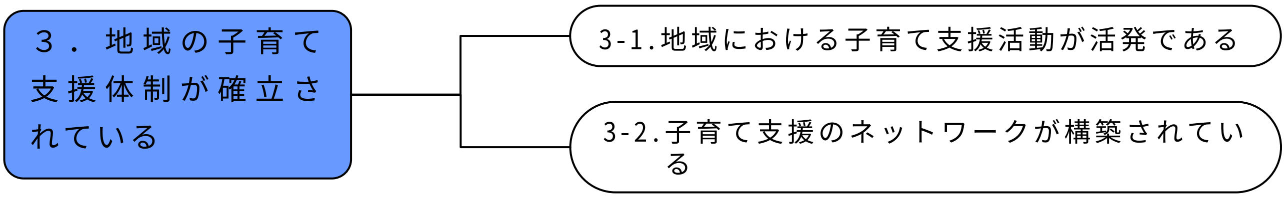

≪行政の今後の取り組み≫

３－１．地域で活発に子育て支援活動が行われるために

ｱ）取り組みの方向

１．子育てボランティアの育成と活動の推進

おの育児ファミリーサポートセンターの子育てボランティアや託児ボランティア、すくすくアドバイザーなど、地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアについて、市広報やパンフレット等で周知を図るとともに呼びかけを行い、ボランティアの確保に努めます。また、ボランティアの育成と組織づくりを支援し、活動の場の拡大、活動の活発化を図ります。

２．民生委員・児童委員、主任児童委員との連携体制の強化

市の子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるように、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員など地域活動を展開する組織との連携を強化していきます。

３．コミュニティセンターの活動促進

各地区のコミュニティセンターを活用し、各コミュニティ単位での子育て支援活動を支援していきます。

ｲ）主な事業

◎継続・充実する事業

事業名	内　容	担当課
すくすくアドバイザー設置事業	保育所に子育て経験豊かなすくすくアドバイザーを配置し、地域担当の子育て相談員として、子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるほか、保育所ですくすく教室を実施します。	保育所・兵庫県
民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	地域の世話役的な存在である民生委員・児童委員、主任児童委員と子育て家庭との交流を促進し、子育てに関する様々な問題に対する地域での対応力の充実を図ります。また、委員に対する研修等もより一層充実させていきます。	福祉課
地域での子育て支援・交流活動	（再掲　P40参照）	コミュニティ課
子育て支援ボランティア等の育成	緊急時の代理保育や講演会等における一時預かりなどの際に、登録されているボランティアを派遣できるように、地域に存在する子育て経験豊富な人々の組織化等を行っていきます。託児ボランテイアグループの育成、おの育児ファミリーサポートセンターの子育てボランティアの募集などを行います。	社会福祉協議会
おの育児ファミリーサポートセンター	（再掲　Ｐ57参照）	福祉課・社会福祉協議会

３－２．子育て支援ネットワークの構築のために

ｱ）取り組みの方向

１．子育て支援ネットワークの構築

さまざまな子育て支援に関するサービスや情報が子育て家庭に対して効果的、効率的に提供されるよう、地域団体、民間団体、サービス提供事業者、行政などによるネットワークづくりに努めます。

２．保育所、幼稚園等の地域拠点的役割の充実

保育所や幼稚園等において、保護者が相談したり、子育てに関する一括した情報を得ることができるよう、子育て支援の拠点的役割の充実に努めます。

ｲ）主な事業

◎新規に取り組む事業

事業名	内　容	担当課
地域子育てネットワーク事業	青少年育成運動推進員を中心に、子育て家庭の親子が発するSOSのサイン（虐待・育児不安・ひきこもり・問題行動）等に対して、地域ぐるみで声かけや相談活動を行えるよう、関係機関と連携しながら、地域子育てのネットワーク化を図ります。	生涯学習課
要保護児童対策協議会（子育て支援ネットワーク）	（再掲　Ｐ30）	福祉課・健康課

地域社会が一体となって子どもと子育て家庭を支援するまちづくりのために、
地域（地域団体や事業者、地域の一人ひとり）、親・家庭に担っていただきたい役割

地域に担っていただきたい役割

目的	具体例
子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場を確保するために	●子どもが自然に親しみながら、安全に遊べる環境づくりに努めましょう。 ●公園や遊び場周辺の環境美化に取り組みましょう。 ●地区の公民館や集会所を子育て家庭が気軽に集まれるよう開放しましょう。 ●保護者同士や親子で気軽に参加できるイベントや交流会を地域で開催しましょう。
子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の整備のために	●公共的施設におむつ替えや授乳できる場所を設置しましょう。 ●事業所は地域に開かれたゆとりの空間を設けましょう。 ●子どもや子ども連れの人が外出しやすいように、歩道にものを置かないようにしましょう。 ●外で遊んでいるこどもの安全を気にかけ、地域で見守りましょう。 ●地域で不審者を見かけたら通報しましょう。 ●地域の団体やグループで防犯活動を実行しましょう。 ●各地区青少年健全育成会の活動に協力しましょう。
地域の子育て支援体制が確立するために	●地域の子育てグループを支援しましょう。 ●地域の子育てボランティアグループをつくりましょう。 ●回覧板等を利用して地域での子育てについて情報交換を行いましょう。 ●民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域組織で、子どもに関わる地域活動を連携して展開していきましょう。 ●地域の子どもは地域で大切に育てる意識を醸成しましょう。 ●地域の子どもの子育て・子育ちを地域みんなで支援しましょう。

親・家庭に担っていただきたい役割

目的	具体例
子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場を確保するために	●子どもの外遊びにはできるだけつきあいましょう。 ●子どもと一緒に地域の遊び場を利用しましょう。 ●保護者同士で、親子で気軽に集えるサークルをつくりましょう。 ●子育てサークルや子育て広場、子育てサロンなどに積極的に参加し、仲間づくりをしましょう。
子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の整備のために	●道路や施設で子どもや子ども連れにとって危険な箇所があれば通報しましょう。 ●子どもの日没後や深夜にわたる徘徊、無断外出には厳しく注意しましょう。 ●地域で不審者を見かけたら通報しましょう。
地域の子育て支援体制が確立するために	●子育てボランティア活動に参加しましょう。 ●子育て経験者の知恵と力を借りましょう。 ●家族で地域の行事に参加しましょう。 ●ふだんから近隣、地域の人、地域団体等と交流をもちましょう。 ●家族みんなで地域でのあいさつに心がけましょう。

アンケート調査結果等に基づき、「地域社会が一体となって子どもと子育て家庭を支援するまちづくり」の成果を測定するための指標項目と目標を次のように設定します。この成果指標については、計画の見直し年度に同様の設問によるアンケート調査等を行うこととします。

成　果　指　標

指　標　項　目	現状	目標（21年度）
○子どもや子育て家庭が安心して気軽に集える場がある		
近所に安心できる遊び場があると思っている保護者の割合	－	調　査
週３日以上外遊びをする小学校児童の割合	55.6%	増　加
育児について他のお母さん、お父さんと話す機会がある保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	 83.0% 87.5%	増　加
子育てに関するサークルなど自主的な活動に参加している就学前児童の保護者の割合	9.6%	増　加
○子どもや子育て家庭に配慮した生活環境が整備されている		
子どもとの外出で困ることで「暗い通りや見通しのきかないところが多く子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と回答した小学校児童保護者の割合	43.3%	減　少
子どもの外出について安全対策や見まもり体制が整っていると感じる保護者の割合	－	調　査
○地域の子育て支援体制が確立されている		
地域の人から子どものことで声をかけられることがよくある保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	 31.8% 32.0%	増　加
地域の人から声をかけられることがよくある中学生の割合	－	調　査
周囲（近隣、友人）の人に支えられて子育てをしていると感じる保護者の割合 （就学前児童保護者） （小学校児童保護者）	 63.2% 70.7%	増　加

第 5 章

計 画 の 推 進

１．計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報紙や市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

２．関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やＰＴＡ、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、企業、事業所など多くの関係機関・団体と連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

３．計画の進捗管理

この計画の実施にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等のさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能なかぎり、着実な推進に努めます。

また、福祉課を中心として、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、多様な保育ニーズの変化や子どもや子育て家庭を取り巻くさまざまな状況の変化に対応し、必要に応じて各種施策や評価指標の見直しを行っていきます。